

平成29年度
東京都信用保証
補助審査会
総括資料

東京都信用保証補助審査会委員名簿	1	頁
東京都信用保証補助審査会条例	2	頁
東京都信用保証補助審査会運営要綱	3	頁
東京信用保証協会事業概況表	4	頁
保証債務履行補助事業のスキーム	5	頁
平成29年度保証債務履行補助 補助金交付申請状況表	6	頁
平成29年度補助対象案件の調査状況	7	頁

東京都信用保証補助審査会委員名簿

(委員については五十音順)

委員氏名		役職名
会長	高橋 功	東京都中小企業団体中央会 副会長
委員	佐藤 智香	坂本法律事務所 弁護士
委員	佐藤 文典	東京都商工会連合会 副会長
委員	谷村 孝彦	東京都議会議員 (都議会公明党)
委員	とくとめ 道信	東京都議会議員 (日本共産党東京都議会議員団)
委員	服部 津貴子	東京商工会議所議員
委員	舟坂 ちかお	東京都議会議員 (東京都議会自由民主党)
委員	保坂 政彦	公益財団法人東京都中小企業振興公社 専務理事
委員	増田 一郎	東京都議会議員 (都民ファーストの会 東京都議団)
委員	本橋 ひろたか	東京都議会議員 (都民ファーストの会 東京都議団)

(任期 平成30年10月22日まで)

東京都信用保証補助審査会条例

昭和二八年三月三十一日 条例 第六〇号
改正 昭和四九年十月十六日 条例 第一〇六号

東京都信用保証補助審査会条例を公布する。

東京都信用保証補助審査会条例

(設置)

第一条 東京信用保証協会に対し都が交付した補助金の使途につき、その公正妥当を期するため、知事の附属機関として東京都信用保証補助審査会（以下「審査会」という）をおく。

(所掌事項)

第二条 審査会は、知事の諮問に応じ、前条の補助金の使途につき審査して答申する。

(組織)

第三条 審査会は、学識経験者のうちから知事が委嘱する委員十人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

(会長の選任及び権限)

第五条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 審査会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第七条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

- 2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の東京都信用保証補助審査会条例第五条第一項の規定に基づき会長の職にある者はこの条例による改正後の東京都信用保証補助審査会条例第五条第一項の規定に基づき、会長が選任されるまでの間なおその職務を行うものとする。

東京都信用保証補助審査会運営要綱

平成一四年二月一九日 一四産労商金第一三二一号
改正 平成二九年三月三十一日 二八産労金第一五七四号

(目的)

第一 この要綱は、東京都信用保証補助審査会条例（昭和二八年東京都条例第六〇号）第八条の規定に基づき、東京都信用保証補助審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員以外の出席)

第二 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を述べ、又は説明を行うよう求めることができる。

(会議の公開)

第三 審査会はこれを公開とする。ただし、次の各号に該当するときは、当該部分について会議を非公開とすることができる。

- (一) 会議において取り扱う情報が、東京都情報公開条例（平成一一年東京都条例第五号）第七条各号に該当するとき
- (二) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき

(議事録)

第四 審査会の議事について、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (一) 審査会の日時及び場所
- (二) 審査会に出席及び欠席した委員の氏名
- (三) 議事の内容
- (四) その他必要な事項

二 議事録には、会長及び会長が指名する委員が署名するものとする。

三 議事録は、これを公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成一一年東京都条例第五号）第七条各号に該当する部分については、この限りでない。

(雑則)

第五 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成一四年二月一九日から施行する。

附則

この要綱は、平成二九年三月三十一日から施行する。

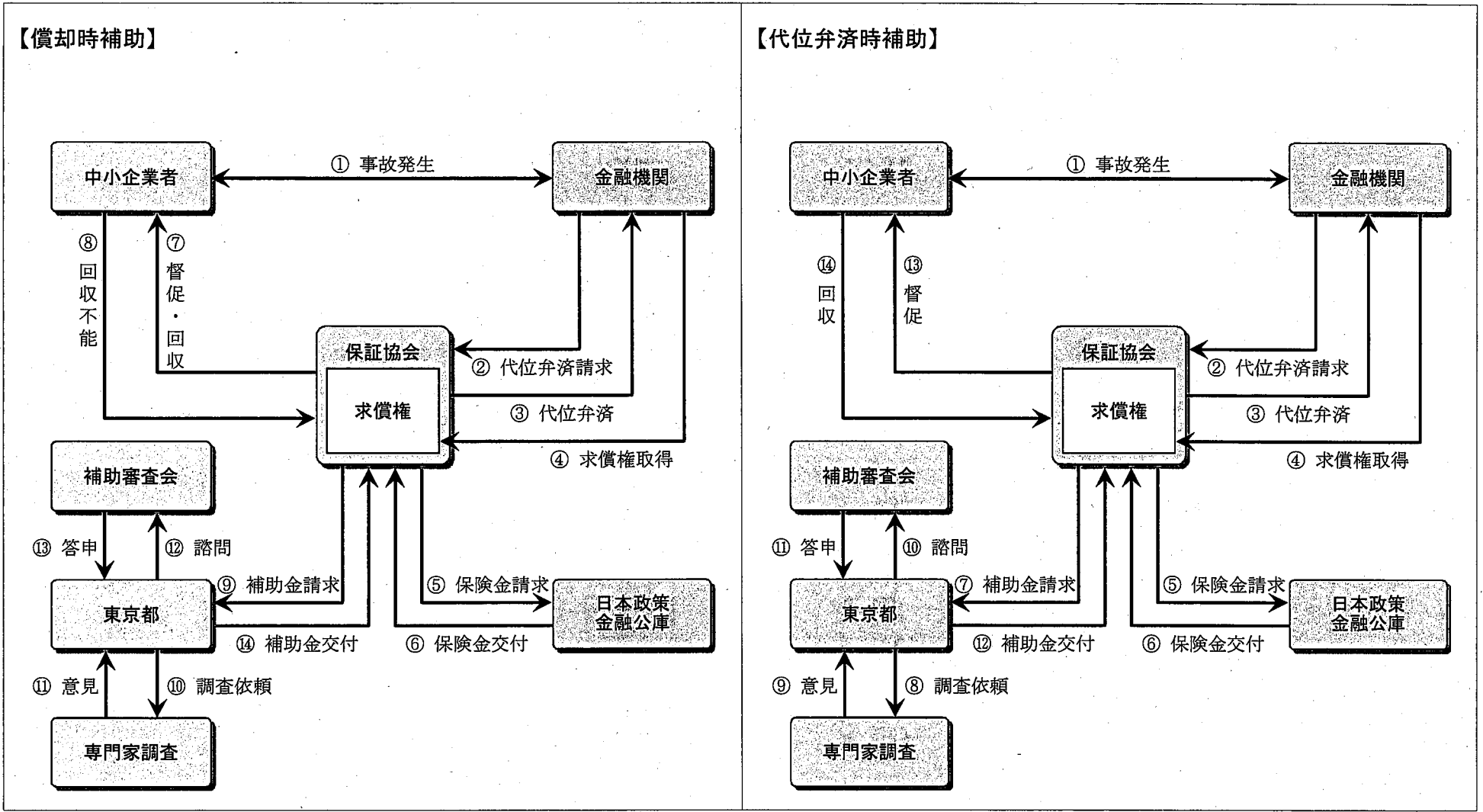
東京信用保証協会事業概況表〔平成20～29年度（29年12月末）〕

（単位：百万円、％）

区分	保証申込			保証承諾			保証債務残高			代位弁済			回収	
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	金額	前年比
平成20年度	207,449	4,024,843	176.3	188,303	3,107,876	159.2	534,718	5,180,560	120.2	17,089	171,621	147.0	22,519	76.1
平成21年度	179,547	3,331,419	82.8	162,299	2,521,935	81.1	522,438	5,527,389	106.7	19,435	211,520	123.2	25,074	111.3
平成22年度	152,129	2,781,174	83.5	134,693	2,210,458	87.7	504,289	5,404,272	97.8	13,835	155,950	73.7	24,661	98.4
平成23年度	128,707	2,255,877	81.1	115,237	1,703,082	77.1	500,761	5,268,183	97.5	11,987	137,722	88.3	21,789	88.4
平成24年度	106,409	1,619,155	71.8	92,537	1,272,085	74.7	480,883	4,793,820	91.0	10,870	123,703	89.8	20,867	95.8
平成25年度	99,255	1,454,901	89.9	85,167	1,146,353	90.1	453,061	4,305,352	89.8	8,817	98,756	79.8	18,523	88.8
平成26年度	95,279	1,303,405	89.6	83,941	1,066,403	93.0	429,598	3,891,172	90.4	7,507	79,720	80.7	17,096	92.3
平成27年度	91,425	1,362,558	104.5	82,342	1,160,290	108.8	398,974	3,543,006	91.1	6,616	68,287	85.7	15,819	92.5
平成28年度	92,697	1,322,297	97.0	83,880	1,132,123	97.6	375,621	3,272,035	92.4	5,781	59,731	87.5	15,911	100.6
平成29年度 (12月末)	69,315	957,077	100.7	64,141	827,343	101.4	366,994	3,140,149	94.5	3,635	38,178	86.8	10,622	82.7

※「前年比」＝金額での比較、平成29年度(12月末)においては、前年同期(平成28年12月)比の数値。

保証債務履行補助事業のスキーム



※ 保証協会は、補助金の受領後に中小企業者からの回収金が生じた場合、都と公庫に負担割合に応じた額を返納。

平成29年度保証債務履行補助 補助金交付申請状況表

平成29年12月31日現在(金額単位:千円)

方式	代位弁済 A	回収金額 B	求償権残高 C=A-B	保険金等 D	平成29年度 補助金交付申請 E=C-D
償却時補助	5,998 件 51,471,679	3,534,176	47,937,503	41,691,810	5,998 件 6,245,693
代位弁済時補助	20 件 182,147	2,860	179,288	135,322	20 件 43,965
合計	6,018 件 51,653,826	3,537,036	48,116,791	41,827,133	6,018 件 6,289,658

平成29年度補助対象案件の調査状況

① 東京都による調査 3,174 債務者 / 6,018 件 / 6,289,658 千円

調査対象	全件
調査方法	債務者別資料等による書面及び補助事業者との対面による調査
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象の制度融資か ○ 業務方法書に従い債務の保証をしているか ○ 日本政策金融公庫の保険金の補てんがあるか ○ 補助金の金額算定に誤りがないか ○ 保証状況（保証時の財務状況、資金使途、業歴、保証回数、企業規模、回収条件等）に不審な点はないか ○ 代位弁済状況（事故原因、業況、期限の利益喪失事由等）に不審な点はないか ○ 求償権管理状況（担保処分、資産状況、保証人の現状、相続状況、督促状況等）に不審な点はないか等

② 専門家（弁護士及び公認会計士）による調査 85 債務者 / 357 件 / 487,970 千円

調査対象	一定基準（保証直後、多数口、高額）による選定及び無作為抽出
調査方法	債務者別資料等による書面及び補助事業者との対面による調査
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金使途に疑問点がないか ○ 後向きな融資となっていないか ○ 事業計画等返済見込みがあるか ○ 事故原因に不審な点がないか ○ 担保価値と回収金額に差がないか等

③ 審査会（説明する案件） 26 債務者 / 117 件 / 165,333 千円